

高島市中小企業者等賃上げ対策支援金Q & A（対象事業者（中小企業など））

| 番号 | 質問内容 | 回答 | | | | | | | | |
|------------------------------|--|--|------------------------------|--|-----|--|-----|--|-------|---|
| 3. 対象事業者（中小企業など） | | | | | | | | | | |
| 1 | <p>・対象事業者は？</p> <p>・「中小企業者等」とは？</p> | <p>・3月1日現在、高島市内で事業を行っており、従業員を1人以上雇用している中小企業者等が支給対象です。</p> <p>・この支援制度による「中小企業者等」とは、以下のいずれかを指します。</p> <p>①中小企業基本法第2条第1項に該当する会社（株式会社、合同会社、合資会社、有限会社のほか士業法人）または個人事業主</p> <p>②収益事業を行っている一般社団法人・一般財団法人、公益社団法人・公益財団法人、特定非営利活動法人、法人税法第2条に規定する協同組合等</p> <table border="1" data-bbox="1213 780 1976 1018"> <tr> <td>製造業、建設業、運輸業 その他の業種(下記を除く)</td> <td>資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人</td> </tr> </table> <p>・資本金要件、従業員要件のいずれかを満たせば支援金の対象となります。</p> <p>・一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人、法人税法第2条に規定する協同組合等についてもこの条件に準拠します。</p> | 製造業、建設業、運輸業 その他の業種(下記を除く) | 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人 | 卸売業 | 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人 | 小売業 | 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人 | サービス業 | 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人 |
| 製造業、建設業、運輸業 その他の業種(下記を除く) | 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人 | | | | | | | | | |
| 卸売業 | 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人 | | | | | | | | | |
| 小売業 | 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人 | | | | | | | | | |
| サービス業 | 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人 | | | | | | | | | |
| 2 | <p>一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、（認定）特定非営利活動法人については、収益事業を行っており、従業員を雇用している法人に限り対象となりますが、何をもって収益事業を行っているか判断しますか。</p> | <p>法人税の申告の有無で判断します。</p> <p>支援金の支給に関し必要があると認めるときは、申請者に「法人税申告書」「法人事業概況説明書」の提出を求めることがあります。</p> <p>（収益事業を行っていない法人は、法人税の申告がありません）</p> | | | | | | | | |
| 3 | <p>農業従事者は支援金の対象になりますか。</p> | <p>農業従事者でも、「3-1」で記載の要件を満たせば対象となります。</p> <p>但し、公的機関から賃金の原資が補填されていないことが条件となります。</p> | | | | | | | | |
| 4 | <p>対象外の法人はありますか。</p> | <p>①中小企業基本法第2条第1項各号に該当しない事業者（大企業等）</p> <p>②医療法人、学校法人、社会福祉法人等</p> <p>③協議会、区・自治会等の任意団体等</p> <p>④従業員を1人も雇用していない法人や個人事業主（1人親方）</p> <p>⑤宗教法人及び宗教団体</p> | | | | | | | | |
| 5 | <p>市から指定管理料を得ており、人件費分が算定されていますが対象となりますか。</p> | <p>公的機関から運営や賃金部分の財源措置があることから対象外となります。</p> <p>なお、指定管理事業以外の事業を行い、その事業にのみ従事する従業員がおり、公的機関からの財源措置もなく賃金を上げた場合は、当該従業員の賃金原資に公的支援を受けていないことの資料の提示によって、その事業（従業員）のみ対象として申請いただけます。</p> | | | | | | | | |
| 6 | <p>なぜ、代表1人のみの個人事業主が対象ではないのですか。</p> <p>高島市では個人事業主が相当数いると思われま。</p> | <p>今回の支援金は、厳しい経済状況・物価高騰のなかでも、特に雇用の維持に努め物価上昇を上回る賃上げを実施いただいている事業所を支援することで、雇用と生活の安定化とを図ることを目的としています。以上から、従業員を雇用している事業者が対象です。</p> | | | | | | | | |
| 7 | <p>市外に本店があり、市内の支店・事業所の従業員の賃金を引き上げる場合は対象となりますか。</p> | <p>市内の支店・事業所に常時勤務する従業員は対象となります。</p> | | | | | | | | |
| 8 | <p>個人事業主で市外に居住しており、高島市内に事業所がある場合は支援金の対象になりますか？また、どの書類でそれを確認しますか。</p> | <p>市内に事業所があり、従業員を雇用したうえで事業を行っている場合は対象となります。労働条件通知書内の就業場所で市内事業所に従事していることを確認します。</p> | | | | | | | | |

高島市中小企業者等賃上げ対策支援金Q & A（対象事業者（中小企業など））

| 番号 | 質問内容 | 回答 |
|----|---|---|
| 9 | <p>会社は市外ですが、高島市内にある会社や施設から委託を受けて、社員食堂等に入っている事業者は対象になりますか。</p> <p>※従業員の恒常的な勤務先が「高島市」とあるという認識</p> | <p>市内に事務所または事業所があることが条件となっていることから、給付対象外となります。</p> |
| 10 | <p>例年は事業収入が主たる収入でしたが、令和7年（または直近の事業年度）については業績悪化により、年金収入が事業収入を1万円上回りました。この場合、支援金の対象にはなりませんか。</p> | <p>令和7年中の収入状況で判断するため、過年度の収入状況如何に関わらず、他の収入が事業収入を上回った場合は対象となりません。</p> <p>年金収入は恒常的な収入であり年によって金額に大きな変化はないが、事業収入は年によって幅があり、予測が難しいことから、すでに確定している直近の令和7年の収入金額をもって対象の可否を判定します。</p> |
| 11 | <p>令和7年から個人事業主として開業しました。令和6年中の収入は給与収入が主たる収入であり、事業収入が主たる収入ではないため、確定申告をしていません。支援金の対象になりますか。</p> | <p>3月1日時点で事業を営んでおり、従業員を雇用していれば、勤務先を退職されていることが確認できる書類（前職の源泉徴収票の写しまたは退職証明書の写し等）と1カ月分の帳簿、個人事業の開業届を添付してもらい、現在は事業収入が主たる収入であることを確認することで、支援金の対象とします。ただし、翌年度の税の申告実績について、市が照会確認する可能性があります。</p> |
| 12 | <p>農業者は対象となりますか。</p> | <p>対象となる農業者は法人形態および個人事業等により異なります。</p> <p>①株式会社・有限会社・個人事業主 Q1のとおり対象</p> <p>②農事組合法人</p> <p>ア) 農業協同組合法に規定する「1号法人」であれば、対象</p> <p>イ) 農業協同組合法に規定する「2号法人」であれば、対象外</p> <p>③営農組合 人格のない社団等（任意団体）であるため、対象外</p> |